

令和 4 年 4 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 4 年 4 月 25 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 4 号 非農地証明交付願いについて
日程第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 鈴木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵美子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員（0 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（0 名）

8. 出席した事務局職員（4 名）

事務局長 福島 重 美	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 関 口 典 子	主 任 古 郷 真 吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 4 年 4 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、ございません。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半

数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名ですが、岩崎俊明委員がこの後いらっしゃいますので、13 名となります。それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 4 年 4 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 4 年 4 月 25 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「3 番：石原 郷士 委員」と「4 番：岩崎 十三江 委員」の両名をお願いいたします。

議案第 1 号

会 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番から番号 2 番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容等の説明)
番号 1 番。申請理由、現在、酪農を営んでいますが、高齢で畑の維持管理が難しい譲渡人より申請地を譲り受け、経営の安定と規模拡張を図りたく申請するもの。
番号 2 番。申請理由、現在、椎茸栽培を中心に農業を営んでいますが、高齢で耕作が難しい譲渡人より申請地を譲り受け、経営規模拡大と経営の合理化を図りたく申請するもの。
以上 2 件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

会 長 続きまして番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第2号

会 長 日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 こちらのつきましては、議案第3号番号5番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりよろしくお願いいたします。

議案第3号

会 長 日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番から番号4番
(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)
番号1番。現在、太田市内のアパートにて生活していますが、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。
番号2番。不動産業を営んでいますが、交通の便が良く閑静で住宅地として適している申請地を買い受け、建売住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。藪塚台地土地改良区。
番号3番。現在、桐生市内の持家にて生活していますが、申請地を妻の母から借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。藪塚台地土地改良区。
番号4番。現在、借地住宅に居住していますが、父より申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。始末書添付。
以上4件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 番号1番について、笠懸2区の担当委員より説明をお願いします。

6番委員 6番、櫻井です。地図の1番をご覧ください。申請地は〇〇と〇〇が交わる信号を桐生方面へ向かって1つめの信号を東に向かってすぐ南下し30メートルほど進んだところ。西側は崖になっていますが周囲は宅地に囲まれています。特段問題はないと思います。慎重審議をお願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により、資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

2番

会長 番号2番の案件について、笠懸2区の担当委員より説明をお願いします。

6番委員 6番、櫻井です。地図の2番をご覧ください。〇〇と〇〇が交わる信号を南下します。〇〇を東に向かいます。突き当たりを北上して60メートルほど進んだ右手側が申請地になります。先ほどと同様に宅地に囲まれておりまして、少し草が生えていましたが問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

3番

会 長 番号 3 番について、笠懸 2 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員 6 番、櫻井です。地図の 3 番をご覧ください。先ほどの地図の 2 番の隣の場所になります。少し畑に面している部分がありますが特段問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

4番

会 長 番号 4 番の案件について、始末書の添付がありますので、始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

会 長 笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、清水です。地図の 4 番をご覧ください。申請地は〇〇を南下し〇〇を手前に入ります。そこから 300 メートルほど進んだところが申請地です。申請地は単管パイプが入ってまして建物が建っています。バラスに関しては撤去してあります。プレハブは申請地の外にずらしてありますので問題ないかと思います。ご審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

ます。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。次の説明をお願いします。

事務局 番号5番から番号6番
(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)
番号5番。こちらにつきましては、議案第2号番号1番との農地法第5条計画変更同時申請案件となっておりますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが、2ページにお戻り下さい。
番号1番。昭和52年に許可を受けましたが、諸事情により許可を実行できずにいたところ、承継者から駐車場として利用したいとの要望があり、計画を変更するもの。昭和52年4月16日5条許可。全部承継。農地法第5条同時申請。4ページにお戻り下さい。
番号5番。現在、桐生市広沢町にて運送業を営んでいますが、車両置場が不足しているため、申請地を譲り受け、従業員の駐車場として利用したく申請するもの。農地法第5条計画変更同時申請。
番号6番。現在、市内の借家にて生活していますが、生活環境の良い申請地を妻の母から借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。
以上3件の審議についてよろしくをお願いいたします。

5番、議案第2号1番

会長 番号5番については、議案第2号番号1番との農地法第5条計画変更同時申請案件でありますので、併せての協議をお願いします。
笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、清水です。地図の5番をご覧ください。申請地は西側に住宅、南側に駐車場となっております。雑草が少々生えておりますが問題ないかと思えます。慎重審議をよろしくをお願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により、資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号5番及び議案第2号番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号5番及び議案第2号番号1番について採決をいたします。番号5番及び議案第2号番号1番について可決することに異議はありますか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号5番及び議案第2号番号1番の申請は可決いたします。次の説明をお願いします。

6番

会長 番号6番の案件について、大間々13区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員 12番、星野です。地図の6番をご覧ください。申請地は〇〇との混在地域です。〇〇の〇〇との〇〇がある交差点を東へ30メートルほど進みます。T字路を北に進みます。保育園を越えた先に地図上の三角地があります。三角地を左から回りこんで北に入って区画の手前から4区画目が申請地です。地図上では申請地の北側と南側は空白となっていますが、すでに住宅が建っております。申請地は若干草が生えていますが問題ないと思います。慎重審議をよろしく願いいたします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により、資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありますか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 6 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

会 長 日程第 4 議案第 4 号「非農地証明交付願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号 1 番
(願出人(土地所有者)、土地の表示等の説明)
番号 1 番。申請地は平成 9 年に申請者らの母が亡くなって以来、耕作者が不在となっており、全面が山林状態となり農地に復元することが困難であるため、非農地証明の交付を願いたく申請するもの。
以上 1 件の審議について、よろしく願いいたします。

会 長 番号 1 番について、東 4 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 7 番をご覧ください。申請地は〇〇から〇〇に向かって 100 メートルほど向かったところ。鉄道用地と市道の間にあります。申請地も北側の隣接地もほぼ竹林の様相です。農地に復元するのは不可能だと思います。他の農地に被害を与えることはないだろうと思います。よろしく審議のほどお願いいたします。

会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番推進委員 願出人が 3 名いますが持ち分はそれぞれ三分の一ずつということでしょうか。

事 務 局 それぞれ三分の一ずつです。

会 長 他に意見はございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

会 長 日程第 5 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 今回は新規設定が 3 件、再設定が 3 件ございます。

(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)

新規設定3件の地積合計は、7,325㎡となります。

以上3件の審議について、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号3番について採決をいたします。番号1番から番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番は可決いたします。

事 務 局 (議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)

再設定3件の地積合計は、5,531㎡となります。

以上3件の審議について、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号3番について採決をいたします。番号1番から番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和4年4月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和4年4月25日 午後2時10分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

3 番委員

.....

4 番委員

.....